

日EU経済連携協定(JEFTA)

交渉の問題点と非関税措置をめぐる論点



内田聖子

(NPO法人 アジア太平洋資料センター<PARC>共同代表)

kokusai@parc-jp.org

1. はじめに

日 EU 経済連携協定は、2017 年 7 月 6 日に「大枠合意」に達し、2018 年 7 月 17 日に署名された。2013 年 4 月に第 1 回目の交渉会合が開催されて、5 年 3 カ月の年月を有した。世界の GDP の約 3 割、世界貿易の約 4 割を占める日 EU による世界で最大級の規模の自由な先進経済圏が新たに誕生したと、日本政府はこの協定を位置づける。

しかし日 EU 協定の交渉の間、世界の貿易をめぐる状況は激変した。米国ではドナルド・トランプ大統領の誕生に伴い、TPP 交渉から米国が離脱。TPP 協定は大きく姿を変えている。また EU と米国による TTIP 交渉も、欧州市民社会からの激しい抵抗にあい頓挫した。さらに EU は、カナダと CETA 協定を締結するも、投資家対国家紛争解決制度 (ISDS) が批准・発効の障害となり、現在は暫定発効をしているという状態である。

こうした中で、日 EU 協定は、「保護主義との闘い」「自由貿易推進のシンボル」としての役割を帯びてくる。日 EU 経済連携協定については数々の「問題分野」があり、その決着もついていないにもかかわらず、自由貿易を共に標榜する日本と EU は、それらの十分な解決よりも、政治的なアピールとしての「最終合意」を選択した。このことは、互いの国民にとっては極めて不誠実である。

また日 EU 経済連携協定は TPP 以上の秘密交渉であり、最終合意に至るまで日本ではほとんどの情報が開示されてこなかった。報道では、チーズやワイン、チョコレートなど EU からの農産物や加工品の関税が下がるため消費者にはメリットであり、一方日本からは自動車の輸出が拡大できるという、TPP の際とまったく同じような構図で交渉結果が描かれてきた。

しかし、実は EU 側が日本に求めてきた分野・項目は農産物の関税撤廃にとどまらず、非関税障壁 (規制や規格などのルール) を含む、実に多岐にわたるものである。これらは日本の産業や地域経済に長期的に影響を及ぼすことになる。日 EU 経済連携協定の全体像とその本質が、政府からもマスメディアからも伝えられていないことに、私たち市民社会組織は大きな危惧を抱いている。しかも、日本政府は最終合意からわずか 3 カ月後に始まる 2018 年秋の臨時国会にて、日 EU 経済連携協定の批准を計画している。日本政府が交渉の最終テキストを公開したのは署名直後の 2018 年 7 月 18 日であり、幅広い分野の膨大な量の協定文を読み込み、分析するための期間としてはまったく不十分である。TPP 協定および TPP11 (CPTPP) の審議の際にも、拙速でごく限られた分野の審議しかなされなかった。日 EU 経済連携協定の批准審議において、同じことが繰り返されないことを、私たち市民社会は強く要望する。

本レポートでは、日欧 EPA の全体像をふまえつつ、特に EU 側が最大の関心事としてきた非関税措置の撤廃についての問題を報告する。

2018 年 11 月

内田聖子

2. 日欧の関心分野は非対称

近年、TPP や TTIP などのメガ FTA では、非関税分野が多様にカバーされており、その中では WTO を超える（いわゆる WTO プラス）のルールを導入が論点となる場合が多い。日欧 EPA の場合も同じで、交渉分野は広く TPP とほぼ同様の分野が含まれている。

日本と EU は全般的に関税水準は低く、WTO 協定税率(MFN 税率)は、平均で EU5.2%、日本 5.1%となっている。農産品・加工食品・飲料など一部の EU からの輸入品に対して高関税が適用されているものの、EU の対日輸出額の約 70%が非課税で関税撤廃・引き下げの恩恵は小さいといえる（表 1）。

したがって、EU 側の主たる関心分野(優先課題)は、自動車、化学品、電子製品、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品などの分野における非関税措置の撤廃・軽減や政府調達分野（鉄道など）への EU 企業の参入拡大などである。一方、日本側の最優先課題は、対 EU 輸出の約 65%が有税となっている EU 側の鉱工業品などに対する高関税の撤廃・引き下げ（自動車、電機など）によって EU 市場における日本製品の競争条件を改善することであることは明らかである（表 2）。日本と EU 双方が日欧 EPA で獲得したい内容をまとめたものが表 3 である。

表 1 日本の対 EU 輸入品目の有税・無税の構成比(2011 年)

【有 税】29.3%	【無 税】70.7%
化学製品 12.5%	化学製品 20.6%
農林水産品 8.2%	自動車・部品 11.3%
皮革・履物 3.0%	一般機械 10.6%
繊維衣料製品 2.4%	精密機械 7.9%
その他 3.2%	農林水産品 6.1%
	電気機械 5.4%
	その他 8.8%

表 2 日本の対 EU 輸出品目の有税・無税の構成比(2011 年)

【有 税】64.8%	【無 税】34.5%	【不明】0.7%
自動車・部品 18.3%	一般機械 10.3%	
一般機械 17.1%	電気機械 10.2%	
化学製品 10.3%	精密機械 4.6%	
電気機械 9.1%	化学製品 4.3%	
精密機械 4.2%	その他 5.1%	
その他 5.8%		

(出所)経済産業省 Web サイトなどから作成

表3 日 EU の主要関心分野・事項

関心分野	日本側関心事項	EU 側関心事項
市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ●トラック(22%)、自動車(10%)、薄型テレビ(14%)などの関税の引き下げ・撤廃 ●IT 製品の関税分類の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーズ(22.4~29.8%)、ハム(高級品8.5%、低価格品1KG 当たり最大 614 円)、ワイン(15%か、1 リットル当たり 125 円の安い方)、バター(360%)など農産加工品の関税撤廃・引き下げ ●軽自動車に対する税優遇措置の撤廃
基準・認証	<ul style="list-style-type: none"> ●欧州化学品規制(REACH)などの規制の単一市場の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車・医療機器などに対する規格・基準の国際・EU 基準への調和・相互承認 ●化粧品・医薬品・食品などに対する規制の国際・EU 基準への調和・相互承認
競争・公共調達	<ul style="list-style-type: none"> ●公共事業の入札への参加制限の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道・都市内交通の調達市場への参入
知的財産権		<ul style="list-style-type: none"> ●チーズ、ハムなどの欧州産地のブランドの保護 ●模造品・海賊版・密輸品対策の強化
投資・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●会計士など専門職資格の相互承認の導入 ●GATS のコミットメントを上回るサービス貿易の自由化(注) ●在欧邦人の企業内転勤者の移動の自由化 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガス・電気・郵便事業などへの参入規制の撤廃 ●通信・金融サービス・物流・運輸などの分野の公平な競争環境 ●外国企業に対する投資環境の改善

(注)GATS(WTO のサービス貿易に関する一般協定)

※筆者作成

3. 片務的な交渉——EU が交渉前に要求した「30 項目の非関税障壁撤廃リスト」

前項で見た通り、日本と EU との間には関税構造の非対称性がそもそも存在した。そのため交渉の立ち上げは困難を極めた。2007 年に EU との FTA 交渉を始めた韓国に後れをとった形となった日本は、EU に交渉開始を提起するも、EU の対応は冷たかったという。EU にとっては、一部の高関税の農産物や加工品を除けば、日本の関税撤廃がもたらすメリットはさほど大きくないためだ。EU 側は長年、日本の自動車を始めとした工業製品の輸入急増などを懸念して消極的な姿勢をとってきた。

しかし、2011 年 5 月、菅直人首相（当時）の訪欧時に、メルケル独首相、キャメロン英首相、サルコジ仏大統領らは、その前年の東日本大震災に対する日本支援の一環として、日 EU 経済連携協定の予備交渉の開始を後押しする考えを表明する。欧州主要国の支援を受ける形で、菅前首相が EU のファンロンパイ大統領、パローズ欧州委員長と予備交渉の開始に合意した。その後、約 1 年にわたる交渉準備作業が進められてきた。

しかし、日本支援という意味はあっても、EU 側の獲得目標には変化はない。EU は準備作業の段階から、日本との EPA に次の 4 つを明確に要求する。すなわち、①日本側の自動車、医薬品、医療機器、食品添加物等の「非関税障壁」の撤廃、②鉄道関連物品の調達及び政府調達市場へのアクセス、③EU から日本へ輸出の多い農産物・農産加工品（ワイン等）の関税撤廃、④地理的表示（GI）の確立である。

中でも①非関税障壁の撤廃は、EU の最大の獲得目標であり、交渉開始の条件として EU は日本の自動車の安全基準や医薬品・医療機器の認証、食品添加物の承認、化粧品などの基準・認証などの改善を求めた。いわば「交渉に入る前の日本から EU への前払い」とも言える内容の合意が、日 EU 両政府の間で交わされてきたということだ。最後まで関税撤廃に慎重だった欧州ビジネス界も、日本側の非関税障壁の撤廃と政府調達慣行の見直しを条件として、交渉に応じる姿勢に転じてきた。この非関税障壁に関する問題は本協定を検証する上で最も重要な点である。

EU が日本に要求した「非関税障壁リスト」

日 EU 経済連携協定の第 1 回交渉会合開催日は、2013 年 4 月 15 日であるが¹、事前交渉（予備交渉）は 2011 年 5 月から始まっている。約 1 年にわたる事前交渉を経た 2012 年 5 月、EU 側は交渉における最大の目的であった非関税措置の撤廃を日本に確実に実行させるため、「日本／EU スコーピング・エクササイズ EU が示した日本の非関税措置リストのロードマップ」²と題したリストを作成した。このリストの作成にあたり、EU 側は当時の野田政権下で設立された「規制刷新会議」がまとめた規制改革に関する報告書を参照している。EU 側はこのリストを日本側に伝え、日本側は交渉が終了までに解決することを了解した。

この文書は極秘であり、2012 年頃に一部の報道等でリストの存在について触れられてい

¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000127.html

² スコーピング・エクササイズとは欧州委員会、欧州対外行動局、日本政府の間で交渉範囲や協定が締結された場合の効果を把握するための事前協議と意味する。

るものの、欧州委員会・日本政府ともに交渉妥結後の現時点でも公表していない。2018年10月、筆者は欧州議会関係者より同文書を入手した。ここには、EU側が日本に対して要求する非関税措置撤廃リストとして、11分野30項目が列挙されている(表4)。繰り返すが、このリストは日EU経済連携協定の正式交渉が始まる前にEUが作成し、日本に求め、日本が合意をし、すでにその多くが実行済の措置が書かれたリストである。

表4 EU側が交渉前に要求した日本の非関税障壁に関する第1リスト1(2012年5月7日)

分野	非関税措置の内容	分野	非関税措置の内容	
自動車	1.技術要件と認証手続をUNECE規則 ³ に調和	医療機器	16.長期に及ぶ認可手続	
	2.自動車市場の促進のための措置		17.品質管理システム(QMS)/国際標準ISO13485の遵守	
	3.自動車の火工的安全装置の火薬関連法 ⁴ からの一般的な除外		18.国際規格ISO1415に準拠した優良な臨床実務要件	
	4.排出ガスおよび燃料効率の測定のためにUNECE WP 29の枠組みの中で開発中の乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)の使用		19.独自の表示要件	
	5.高圧ガスタンクの要件と承認手続		20.独立型の医療用ソフトウェア	
	6.自動車販売店の区分・区画		医薬品	21.価格設定、リスト化、償還に関するルールの透明性と予測可能性
化学品	7.新規化学物質の登録目的の試験要件(特に有機化学物質の生分解性試験)	22.14日間の処方日数の制限ルール		
電子機器および電気通信端末機器(RTTE)	8.適合性評価手続 - 適合性に関する宣言書の使用	23.良き臨床上の基準(GCP)の要件		
		24.医薬品等の製造管理および品質管理に関する基準(GMP)に関する日本とEUのMRAの拡大		
食の安全	9.国際的基準及び認証プロセスによって認可された食品添加物のリストとの不十分な調和	25.生物製剤の仕様及び試験方法/ワクチンのデータ要件		
	10. BSEに関する国際基準(OIE)に基づく牛肉及びその他の牛肉製品の輸入条件に関する不十分な調和	26.外国の付形剤(医薬品添加物)の承認		
	11. 動物の疾病(国際獣疫事務局(OIE)コード、特に鳥インフルエンザ)に関する地域主義の国際的な勧告/基準の要件との不十分な調和	27.医薬品有効成分(APIs)の製造現場における認定要件		
有機食品	12. 表示、文書化の要件、EUが法人として認可されていない件	繊維品及び服飾品		28.EUからの繊維衣料品に要求される品質表示ラベル
加工食品	13. 乳化剤としてのヒマワリレシチンの認可			29.繊維品の取扱表示
	14. 飼料生産での乳糖配合製品の使用	建築資材		30.多様な規制の枠組み
アルコール飲料	15. 酒類卸売業免許制度の要件緩和			

筆者作成

³ 国際連合欧州経済委員会。国連における経済社会理事会の地域経済委員会の一つ。自動車分野でUNECE規則という場合、UNECEの傘下につくられた「自動車基準調和世界フォーラム(WP29)」が定めた規則を指す。

⁴ 日本では火薬類取締法にあたる。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/law12.html

欧州委員会の交渉権限(マンデート)

予備交渉を終えた2012年11月29日、EUは日EU経済連携協定に関する交渉権限(マンデート)⁵を欧州委員会に与えた。このマンデートはEU側でも長らく公表されておらず、2017年9月になって初めて欧州委員会のウェブサイトにて公開されたものである。

マンデートの中の交渉開始時の条項として、以下のような記述がある。

交渉開始から12カ月後に、欧州委員会は、「EUが示した日本の非関税措置リストのロードマップ」で示した、EUが関心を持つ分野における非関税措置の撤廃に関する日本の約束の履行について吟味する。特に自動車部門及び鉄道・都市交通に関するロードマップに関連する分野である。(中略) 仮にこれが履行されていなかった場合には、欧州委員会は、加盟国の意見を考慮しつつ、交渉の中断を決定すべきである。

評価にあたっての重要な要素は、スコーピング作業の最終報告書に添付された「EUが示した日本の非関税措置リストのロードマップ」の実施の進展である。(傍線筆者)

これは、非関税措置や鉄道市場開放についてのEU側の要求が満たされない場合は一方的に交渉を停止することができるという、きわめて片務的な内容である。マンデートに記載されたEUの要求は、当然日本側が受け入れていくこととなった。EU側の要求リストに沿った日本側の規制緩和が、交渉前・交渉と並行しながら着々と進んでいたということである。

EUが日本に追加的に要求した2つ目の非関税障壁リスト

さらに、交渉開始から1年半ほどが経過した2014年11月、EUは第2の「非関税障壁リスト」を追加的に日本に提示した。この第2リストには、第1リストと重複するものもあるが、合計で41項目の非関税障壁が挙げられている(表5)。

第2リストでの追加的な非関税障壁の改善要求案は、自動車、食品、医薬品等の分野が含まれている。また同リストには、「**附属書1：EU産業界が日本における市場アクセスを獲得するために、承認されること若しくは長期間の使用の獲得が重要とされる食品添加物**」と「**附属書2：厚生労働省の認可を受けているが国税庁の認可を受けていない食品添加物／ワインに使用される物質**」という2つの文書も付属されている(表6・7)。

先述の通りEUは交渉前の2012年時点で、すでに第1リストを日本に突き付け、1年以内に対応するように求めた。その後、交渉と並行して日本政府による作業は進められ、大部分で対応したものの、同時にEU側は第2次のリスト作成に入っていた。

第2リスト中、自動車分野の昼用ヘッドライトについては、日本は明るさなどで独自の基準があり、一部の欧州メーカーが輸出の障害として不満を持っている。このほか日本の周波数規制によって、レーダーを使った衝突防止などの安全装置を搭載する車両が締め出されるとして「特に喫緊の問題」とみている。商用車や二輪車の安全基準も対応を求めている。

また食品では食品添加物が焦点の一つだ。例えば国内でも一部チーズに使用が認められて

⁵ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/september/tradoc_156051.en12.pdf

いる「ナタマイシン」をソーセージにも使えるように求めている。ワインの原材料や欧州産ビールの扱いでも一部で対応が必要としている。このほかに医薬部外品の承認手続きの明確化や、化粧品などの原材料の規制調和なども第2リストに盛り込まれた。

表5 EU側が交渉前に要求した日本の非関税障壁に関する第2リスト(2014年11月)

分野	非関税措置の内容	分野	非関税措置の内容
セクション1	1.食品添加物	セクション2 自動車関連	1.車種指定:検査
	2.食品添加物		2.車種の定義
	3.BSE/伝染性海綿状脳症に関する措置	乗用車	3.76 GHz帯レーダーの制限域幅
	4.微生物学的基準		4.車台番号(VIN)の打刻
	5.機能的食品		5.輸入自動車の打刻/エンボス加工:電気モーター
	6.果物・野菜の輸出	オートバイ	6.オートバイの型式承認
	7.国税庁によるワイン用食品添加物の承認		7.オートバイの騒音規制
	8.ビールの定義	商用車・バス	8.バスの最大幅、長さ、車軸荷重
	9.食品接触材料に関する試験報告書		商用車・トラック
		10.獣医医療製品における国際基準との調和の欠如	
	11.家庭用品の表示	乗用車	11.型式指定システム(TDS)排出ガス規制装置の耐久試験
	12.化粧品・医薬部外品についての承認制度の改善		12.フレームとボディ:タイプ/ホイール突起
	13.化粧品・医薬部外品の成分規制の調和		13.昼間走行ランプ
	14.医薬部外品及び化粧品輸入届出の簡素化	トラック	14.小型車の承認
	15.ジェネリック医薬品の承認条件の調和	乗用車	15.新型自動車等届出制度(TNS)及び輸入自動車特別取扱制度(PHP)の相異
			超小型車
	16.LED照明製品の国際規格との調和	乗用車	17.超小型車の認証手続
			乗用車
	17.電気機器に適用される「Sマーク」および調理器具に関する要件	自動車部品/タイヤ	19.タイヤの型式承認
	18.化学物質の残留基準値(MRL)	乗用車及び商用車	20.排気制御装置:排気管の開口部の最大角度に関する要件
19.クロス・ラミネーティッド・ティンバー(CLT) ⁶ の規格	乗用車	21.軽合金製ディスク車輪のリムマーキング	
20.建設作業の要件または製品の販売に関連するその他の条件			

※筆者作成

⁶ CLT(Cross Laminated Timber:直交集成板)とはひき板(ラミナ)を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。厚みのある大きな板であり、建築の構造材の他、土木用材、家具などにも使用されている。1995年頃からオーストリアを中心に発展しヨーロッパ各国で様々な建築物に利用される。

EUからの「進捗評価」

交渉開始前と後に EU から突き付けられた 2 つの「非関税障壁リスト」に従い、日本は着々とその撤廃を進めてきた。これらは一見、個別の国内制度の変更や規制緩和のようにしか見えなかっただろうが、EU 側は随時その進展を確認し、日本の取り組みぶりをチェックしてきた。

2016 年 3 月、EU はその時点までの日本の非関税障壁の撤廃に関する進捗について中間報告書をまとめた。その半年後の 2016 年 11 月、EU 側は再度進捗状況を確認するための報告書をまとめている。我々はこの報告書を入手しており、改めて EU 側が日本の非関税措置の問題の解決に向けた取り組みを入念にチェックしていることが確認できる。

EU 側による日本へのチェック方法

EU 側は、日本に要求した非関税措置の問題についての 2 つのリストについて、その進捗をチェックするため数量的な方法を用いている。2 つのリストにて EU 側が挙げた非関税措置の項目数は 71 であるが、EU はそれらを現実的に解決するための行動・取り組みをさらに分類・算出し、合計で 249 の取り組みが必要であるとしている。表 8 は、EU の 2016 年 11 月の報告書に記載されているものであり、各非関税措置の問題について、いくつの具体的取り組みが必要かを算出し、またその達成度合いをパーセンテージで表している。

なお、リストから除外された項目とは、リストで挙げた項目のうち、詳しく検証したところ実際にその非関税措置の問題が存在しなかったことが判明したり、あるいは EU の産業界が適切な情報提供や関心表明を行なわなかったため、後に EU 側自らが取り下げた非関税措置の項目を指す。

表 8 EU 側が数値化した日本による非関税措置に関する取り組み

		分野				規制の取り組み			
		全分野		自動車関連		全分野		自動車関連	
		完了	%	完了	%	完了	%	完了	%
第1 非関税措 置リスト	完了	20	67%	3	50%	83	70%	16	76%
	対処中	8	27%	3	50%	13	11%	5	24%
	リストから除外	2	7%	0	0%	22	19%	0	0%
	合計	30	100%	6	100%	118	100%	21	100%
第2 非関税措 置リスト	完了	11	27%	6	29%	43	33%	13	45%
	対処中	25	61%	12	57%	73	56%	12	41%
	リストから除外	5	12%	3	14%	15	11%	4	14%
	合計	41	100%	21	100%	131	100%	29	100%
非関税措 置の合計	完了	31	44%	9	33%	126	51%	29	58%
	対処中	33	46%	15	56%	86	35%	17	34%
	リストから除外	7	10%	3	11%	37	15%	4	8%
	合計	71	100%	27	100%	249	100%	50	100%

※2016 年 11 月時点での進捗状況を示したもの

協定発効時点では「日本はすべての非関税措置への対応を完了している」

2016年11月のEU側の報告書から読み取れる重要な内容は、2つのリストが手渡された際、日本はEUが要求する非関税障壁の撤廃を、日EU経済連携協定が発効する時点までに実行すると約束している点だ。これらの非関税措置撤廃の約束は、EU側からすれば「交渉開始と交渉継続の条件」であり、交渉以前に日本から確実に得られる中身であった。EUは非関税措置の問題解決を得た後あるいは交渉と並行して非関税措置の撤廃への取り組みを要求しながら、日本の農産物・加工品の関税撤廃・削減などの実利をさらに積み重ねていったと言える。

表9は、やはり2016年11月に出されたEUの報告書中に記載されたものである。これによれば、報告書が出された時点での日本の取り組み状況にはばらつきがあるが、「我々が第2リストを提示した時点から非常に短期間で、日本側は非常に素晴らしい結果を出した」と、日本側の取り組みを評価している。さらにEU側は、2017年末あるいは協定発効時点ではいずれの分野も100%解決する見込みであると明言している。

表9 EU側による日本の非関税措置への取り組み状況と将来予測

分野	規制の 取り組み	規制の 取り組み (リストから除外さ れた数を引いた数)	各時点までに解決された割合			
			2016年 3月	2016年末	2017年末	発効時点(2018 年半ばより前では ない)
自動車	50	46	50%	85%	98%	100%
化学品	3	2	0%	100%		
建設	16	14	21%	36%	100%	
化粧品	5	4	50%	50%	100%	
電気機器	15	14	79%	93%	100%	
日用品	3	1	0%	0%	100%	
医療機器	5	5	100%			
医薬品	9	7	43%	86%	100%	
繊維製品	2	2	50%	100%		
農産物／衛生植 物検疫(SPS)	141	115	45%	54%	66%	100%
合計	249	210	48%	65%	81%	100%

表9にて、EUは協定発効時点で日本の非関税措置の解決は100%を見込んでおりとしつつ、以下の留意点を挙げている。

- 表9は、日本と共有された情報および懸案となっている作業の完了に合理的と思われるタイムラインに基づくものである。
- しかしながら、これらが実行される時期についてはいくつかの不確実性が存在している。EU側から

の情報提供が不十分な場合や、例えば UNECE における進捗によっても時期は変更されるかもしれない。また日本国内の内部手続きに多少の時間がかかる可能性もある。

- 2016 年末までに、医療機器、化学品、繊維製品の 3 分野についての作業が完了する予定である。
- 軽自動車についてのみ、懸案事項として残る可能性がある。この問題は非関税措置としてではなく、課税上の問題となるだろう。
- 農業／SPS 関連分野は、2016 年末までに 45%から 54%への進捗があった。2017 年末までに、3 分の 2 の完了を期待することは不合理なことではない。しかしこれらは今後の議論の中で検証され、確認されることになろう。この分野についての予測は、一つの問題を解決するために数多くの段階を介するという点で、他の分野よりもはるかに信頼性が低い。しかしながら協定発効までにかかなりの進展が見込まれている。

非関税措置のリストに関する欧州委員会と日本政府の説明の相違

交渉参加時における「前払い」については、TPP 交渉参加時に日本が米国に果たした大きな譲歩として国会議員や業界団体、市民の間でも問題視されたが、日 EU 経済連携協定でも同様の約束がなされていたのだとすれば、これらを明らかにした上で、改めてその目的と日本の譲歩の中身を問い直さなければならない。

2017 年 7 月 6 日、安倍総理大臣と EU のユンカー欧州委員会委員長が首脳協議を行い、日 EU・EPA の大枠合意に至った。その直後に欧州委員会は、交渉の成果を伝える「ファクトシート」⁷を公表した。ここでは「規制の協力と非関税措置」はじめ「農産物」「食の安心」「市場アクセス」「予防原則」「政府調達」「持続可能な開発」などに関するファクトシートが含まれており、全体として欧州委員会が交渉での成果を EU 産業界や市民にアピールする趣旨で作成されている。

「規制の協力と非関税措置」のファクトシート⁸によれば、「EU は日本に対して非関税措置に関する 2 つのリストを渡した。そして日本はかなりの高い割合でそれらに対処を行った。EU が提起したいくつかの課題は、近いうちに解決されることが判明している。日本は第一のリストのうち、約 75%の規制の解決を実施した。全分野を通して、両方のリストとも 50%近くの割合で解決がなされた。ここには圧倒的に多数を占める自動車関連、医薬品および医療機器に関するものが含まれている。」とされ、EU 側が日本に手渡した 2 つのリストについて明言されている。それだけでなく、「規制当局による非関税措置のリストについての協議の結果、日本は政策を変更し、特に EU がすでに採用している国際的な基準を、今まで以上に使用することとなった」とした上で、自動車や医薬品、繊維・衣料品などの分野で EU 側が獲得した内容が明記されている。これは 2 つのリストへの要求に符号するも

⁷ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/july/tradoc_155720.pdf

⁸ ファクトシートの全訳は本レポート末尾を参照されたい。

のであり、いくつか特徴的な内容がファクトシートに掲載されているものである。

一方、日本政府の側はどうか。

2018年11月5日、舟山康江議員は、政府に対して非関税措置に関する2つのリストに関して、(1) 非関税措置リストの記載内容の概要、(2) EU側から日本側に同リストが提出された年月日、(3) 非関税措置リストのこれまでの公開状況、(4) 非関税措置リストに基づく非関税措置の撤廃などに関する政府内での検討状況、さらにEU側の評価報告書を入手しているのかなどについて質問主意書⁹を提出した。

これに対し、政府は以下のように回答している。

「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に関する交渉において、非関税措置について議論が行われたことは事実であり、同協定においては、非関税措置に関する各締約国の特定の約束は、自動車及び部品に関する附属書並びに焼酎の輸出の促進に関する附属書に定められているところであるが、一般に、外交交渉の経緯を開示することは、類似の交渉上不利をもたらすおそれがあること等から困難であり、お尋ねについて政府としてお答えすることは差し控えたい。なお、政府としては、欧州連合側が公表した文書や当該文書に記載されている内容についてお答えする立場にない。」¹⁰

日本政府は非関税措置に関する交渉が行なわれたことは認めつつも、本レポートで問題としている非関税措置に関する2つのリストが、交渉前・交渉開始後に渡りEU側から渡され、日本としてその問題解決に取り組んできたことについて一切明らかにしていない。EU側の情報開示と比べ明らかに後ろ向きの姿勢であると言わざるを得ない。しかも日EU経済連携協定がもともと片務的な交渉の構図であり、リストではEUから日本へ71項目にも及ぶ非関税措置の改善要求がなされていたことからしても、日本の私たちにとっての影響は大きく、政府は真摯に説明をするべきである。

⁹ <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/197/syuh/s197018.htm>

¹⁰ <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/197/touh/t197018.htm>

参考 日 EU 経済連携協定の立ち上げに関する経緯

	日 EU(公式発表)	日本側	EU 側
2010年7月	共同検討作業	民主党*2 (菅政権)	
2011年5月28日	日 EU 定期首脳協議。予備交渉(スコーピング・エクササイズ)に合意*1 予備交渉(スコーピング)	~2011年9月	
2012年5月	スコーピング実質終了	民主党 (野田政権) ~2012年12月	★非関税障壁の第1リスト (ロードマップ)作成
2012年11月	欧州委員会交渉権限取得 「交渉開始1年以内にロードマップの非関税障壁に進展しなければ交渉中止」		
2013年3月25日	日 EU 首脳会談・交渉開始合意	自民党 (安倍政権)	
2013年4月	第1回交渉会合		
2014年11月			★非関税障壁の第2リスト 作成
2016年3月			★非関税障壁に関する中 間報告書作成
2016年11月			★非関税障壁に関する中 間報告書(更新版)作成

※外務省、各種資料より筆者作成

*1 2011年5月28日、菅直人首相とEUのヘルマン・ファン・ロンバウ欧州理事会議長およびジョゼ・マヌエル・ドゥラン・バローゾ欧州委員会委員長が、日EU経済連携協定の予備交渉の早期開始に合意。

*2 交渉開始前の時点の政権であった民主党(当時)議員の緒方林太郎氏によれば、日本はEUに対し、①先進安全自動車技術指針の見直し、②情報を一元的に英語で提供する政府調達運用改善、③建築用木材の基準強度に関し欧州規格との同等性、④医療機器の品質管理基準を国際基準に整合させる、を交渉入りの条件として約束したとされる¹⁾。

<https://ameblo.jp/rintaro-o/entry-12287385944.html>

参考資料：2017年7月6日発表・欧州委員会によるファクトシート

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/july/tradoc_155720.pdf

2017年7月6日、安倍総理大臣とEUのユンカー欧州委員会委員長が首脳協議を行い、日EU・EPAの大枠合意に至った。その直後に欧州委員会が公表したのがこのファクトシートである。「規制の協力と非関税措置」以外にも、「農産物」「食の安心」「市場アクセス」「予防原則」「政府調達」「持続可能な開発」に関するファクトシートもあり、全体として欧州委員会が交渉での成果をEU産業界や市民にアピールする趣旨で作成されている。

日 EU 経済連携協定の概要 規制の協力と非関税措置

規制の協力とは何か？

規制の協力とは、異なる2国あるいは地域の規制当局が以下のことを共同して行うことを行う。

- 経験と情報を共有する
- 共同の作業における共通の利害を特定する
- 国際的な基準を推進することを目指し、より緊密な作業を行う
- 両国・地域の規制が異なる場合あるいは相容れない場合に生じる問題に対処するための議論を行う

非関税措置 (NTMs) とは何か？

規制による障壁を含む非関税措置とは、相手国への輸出を行う企業にとっての関税措置以外の障害である。非関税措置は以下のようなものを含む。

- 異なる若しくは不必要に複雑な技術基準
- 製品を認可する手続
- 規制に合致していることを確保するための検査

日 EU 経済連携協定には、なぜ規制の協力と非関税措置が含まれているのか？

非関税措置は、時として輸入に対する意図的となり得る。しかしほとんどの場合、これらは政府による合法的な措置である。問題は、それらをより簡素化することができるか、あるいは異なる対応を調和させられるかどうかである。

いくつかの事例で、EUと日本における物品やサービスを規制する方法は異なっている。

日本との協定の交渉を開始する前、EUは公聴会 (public consultation) を実施した。その際に、特に食品、自動車、医薬品および医療機器の業界は、現在の日本の規制の障壁が参入機会を制限していると強調した。

異なる基準および技術的な要件、また同様に通関時あるいは国内におけるその他の規制や行政的な事項も、貿易を制限している。このような規制の違いが、異なる規則に対応しなければならない両国の企業と、規制を執行しなければならない公的規制機関の両方にコストを課している。

公聴会で発言した業界はまた、日本の規制当局は往々にして予想もしない解釈を示し、不確実性を増大させると報告した。

日 EU 経済連携協定で

EUは何を獲得しようとしているのか？

日本は以下について同意した。

- EU 企業にとって輸出をより困難にしている非関税措置について調査する
- そのような規制を簡素化する方法を見出し、
- そして特にEUが導入している国際基準と同様のものをさらに導入する

EUはまた、日本との規制の協力に関する合同委員会の設置を提案した。これは独立した機関ではなく、EUと日本がどのようにして規制を以下のように作るかについての考えを交換する場である。

- より効果的にする
- より簡素化する
- 規制を遵守する企業にとっても、規制を執行する当局にとってもよりコストがかからないようにする

1. 非関税措置に対する取り組み

EUは日本に対して非関税措置に関する2つのリストを渡した。そして日本はかなりの高い割合でそれらに対処を行った。EUが提起したいくつかの課題は、近いうちに解決されることが判明している。

日本は第一のリストのうち、約75%の規制の解決を実施した。

全分野を通して、両方のリストとも50%近くの割合で解決がなされた。ここには圧倒的に多数を占める自動車関連、医薬品および医療機器に関するものが含まれている。

2. 国際基準に移行するもの

規制当局による非関税措置のリストについての協議の結果、日本は政策を変更し、特にEUがすでに採用している国際的な基準を、今まで以上に使用することとなった。

自動車

EUの乗用車・部品、その他の乗り物についての基準は、国連欧州経済委員会(UN-ECE)規則による国際基準にほぼ基づいている。日本もUN-ECEのメンバーであるが、現在までその基準を部分的にしか採用していない。現在、日本はEUと同様に、自国の基準を全面的にUN-ECEの規則に適合させることに合意した。日本がこれらの約束を遵守するための確固たる手続きが講じられるであろう。

医薬品

日本は以下について受け容れた。

- 医薬品規制調和国際会議(ICH)を、国際基準設定の機関として参照すること
- ICHのガイドラインを法制化にあたっての基本として使用すること

繊維・衣料品

表示ラベルに関して、日本は自国のシステムを改正し、EU企業が使用しているISOに適合させた。これはEUからの長年の要望であった。

その他

日本は、その他のいくつかの産業分野においても、EU が使用している国際基準に移行しつつあるところである。

将来について

EU と日本の協定はまた、今後も不必要な規制の相違が生じないことを確保する必要がある。これに対応する一つの方法は、両国の規制当局が定期的に協力し、考えや経験を交換し、将来的に協力可能な分野を特定することである。

互いに異なる規制を選択する可能性は常にあり得るが、それが単に対話の欠落によって生じることがあってはならない。さらに EU と日本の規制当局は同様の課題に直面しており、対話と協力は両国にとってより効果的な規制を策定するよい機会となる。

3. 合同の規制機関の設置

本協定は、「規制に関する良い慣行と規制協力」という独立した章を含んでいる。その章において、EU は、両国の政府代表者および規制

当局からなる「規制協力委員会」の設置を提案している。同委員会は、以下のことを行う。

- 規制当局が規制に関する良い慣行や経験、および情報を交換できるようにする
- 規制当局が共同して作業できる分野を特定することに協力する
- 国際的な基準に関する協力を促進する

規制協力委員会は、以下のことは行わない。

- 既存の規制を変更する
- 新たな立法を進める
- 意思決定権を持つ
- EU 加盟国もしくは EU レベルにおいて、規制当局が持つ権限を制限する

規制の協力は、完全に自発的なものであり続ける。

規制の協力は、公共政策の目標を達成するための時刻の保護水準の定義や規制に関して EU と日本の双方が有する権利に影響を与えない。加えて、この章は EU 加盟国の規制当局に適用したり、あるいは規制当局が採用する措置、慣行、もしくは方法に適用されるものではない。